

# 告 示

## 埼玉県告示第七百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年七月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

さいたま市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・四・百二号 指扇中央通線

### 三 事業施行期間

令和二年七月十四日から令和九年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### イ 収用の部分

埼玉県さいたま市西大字指扇地内

#### ロ 使用の部分

なし